

議案第 27 号

市川市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正について

市川市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正する条例

市川市水洗便所改造資金貸付条例（昭和 47 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「以下同じ」を「）及び区域外流入（市川市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 55 年条例第 15 号）第 10 条の規定により読み替えて適用する同条例第 2 条第 1 項の区域外流入をいう。）に係る土地（次条及び第 3 条第 1 号においてこれらを「処理区域等」という）」に改める。

第 2 条中「処理区域内において」を「処理区域等の家屋について」に改め、「接続工事」の次に「(家屋の新築に伴うものを除く。）」を加える。

第 3 条第 1 号中「処理区域内に居住する」を「処理区域等の」に、「家屋の賃借者」を「当該家屋の賃借人」に改め、同条第 2 号中「下水道事業受益者負担金」の次に「(分担金を含む。）」を加え、同条第 3 号中「の償還能力」を「を償還する資力」に改める。

第 4 条第 1 号中「1 世帯につき 40 万円」を「1 棟につき 40 万円（共同住宅にあっては、1 棟につき 80 万円）」に改め、同条第 2 号中「1 世帯につき 30 万円」を「1 棟につき 30 万円（共同住宅にあっては、1 棟につき 80 万円）」に改める。

第10条中「月賦償還」を「元金均等月賦償還（共同住宅に係る工事に対する貸付金の1回当たりの賦払金の額は、1万円以上とする。）」に改め、同条の表を次のように改める。

種 別	償還期間
第4条第1号に規定する工事	50月以内（共同住宅に係る工事にあつては、80月以内）
第4条第2号に規定する工事	40月以内（共同住宅に係る工事にあつては、80月以内）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市水洗便所改造資金貸付条例の規定は、令和4年4月1日以後に水洗便所改造資金の借入れの申込みをする者から適用し、同日前に水洗便所改造資金の借入れの申込みをした者については、なお従前の例による。

理 由

本市の環境衛生の向上に資するため水洗便所改造資金の貸付けの対象者を拡大するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。